

中国独占禁止法にみる域外適用

王 鋭

はじめに

1890年代にアメリカで確立していった属地主義の法理は、国際経済活動における、自由な競争を保護するものとして、ヨーロッパやアジアなど世界の各国に大きな影響を与えた。そして、1920年代の半ばから多くの自由主義経済諸国が独占禁止法の制定問題を取り上げるようになり、1940年代半ば以後に日本で、そして2008年までに欧州諸国（EU）、韓国、メキシコ、ロシア、中国などで、独占禁止法が制定されていった。その背景には、自由な競争を軸とした国際経済活動が、資本と生産の集中に基づく市場の独占化を進行させ、あるいはカルテルの結合体を生み出し、市場の自動調節作用の機能不全という問題があったのである。

中国では、1970年代後半に、経済改革開放政策により、貿易の自由化および資本取引の自由化を契機として、中国の経済は本格的な市場経済体制へと進みつつある。これとともに、多国籍企業または国際企業の中国への進出が盛んになりつつあり、また中国の企業が外国へ進出して、国際企業となる傾向も顕著である。2001年にWTOに加盟してから、国際企業の中国市場への進出がますます急増していった。

このような状況で、市場経済体制下においては、国際市場および国内市場における有効な競争または公正な競争の維持は、その体制の機能を維持するためにも、ますます重要となる。この観点から、中国独占禁止法の役割は、高く評価されるべきである。しかし、企業が国際化して

いく状況においては、国内法の施行が管轄権の面で一つの壁に突き当たることとも考えられる。すなわち、国際企業化した事業者に対して、中国の独占禁止法はどのくらい有効な規制を及ぼしうるか、または及ぼすべきか、つまり、中国の独占禁止法の域外的管轄権の範囲はどこまで認められるかである。

そして、管轄権を執行するとき、他国法との衝突を生じやすくなり、その解決を如何に図るか、という問題がある。

本論文は、外国企業に対する中国独占禁止法の域外適用における管轄権の範囲を中心として考察し、検討をすることを目的とする。

第1章 世界経済における中国独占禁止法

現代貿易の自由化及び資本取引の自由化を契機として、主要国家の経済は開放経済体制へと進み、その下において、国際市場及び国内市場における有効競争または公正競争を維持するため、独占禁止法の制定はますます重要となる。現在、世界各国の独占禁止法は統一されていないため、各国おのおのに自国の状況及び事情に対応して独占禁止法が制定されているわけである。そこで、本章は、中国の独占禁止法の歴史背景及び制定過程を概観することとする。

第1節 独占禁止法の展開

世界最初の独占禁止法（反トラスト法）として1890年にシャーマン法を制定して以来、アメリカは反トラスト政策を経済政策の中核においている。シャーマン法の理念を受け継ぐ独占禁止法を第二次大戦後に多くの自由主義経済諸国が制定した。ドイツをはじめとする欧州諸国と日本がその代表である。現在では、先進経済諸国のほとんどすべてだけでなく、開発途上国の多くも独占禁止法を保有している。自由主義経済を機能させるためには独占禁止法による競争制限の規制が不可欠であることを、アメリカ・ドイツ・日本等の独占禁止法保有国の経済発展から各国

が学んだことによるものである。

独占禁止法は自由経済体制を前提とするので、国家統制により経済を運営する共産主義・社会主義国家とは無縁の法律である。戦後世界は長らくの間、共産主義諸国と自由主義経済諸国の東西ブロックに分かれてきたが、経済発展と市民生活の質における自由主義諸国の優位性が明らかになるにつれ、共産主義政権が相次いで崩壊し、東側諸国が自由主義化した。これらの旧共産経済諸国（東欧とロシア）が相次いで独占禁止法を制定してきている。⁽¹⁾中国は政治的には社会主義であるが、経済は市場経済である。そのため、市場経済を機能させるには競争法が不可欠なので、中国では2007年8月31日の全国人民代表大会第27次常務委員会において「中国独占禁止法」が制定され、2008年8月1日から施行された。

第2節 中国独占禁止法の歴史的背景

1. 中国にとっての独占禁止法の重要性

1978年に鄧小平は、政治体制としては中国共産党による一党独裁体制（中国語は一党専政体制である。）を維持しつつも市場経済を導入するなどの経済改革開放政策を採用することによって、中国の近代化政策を推進した。その結果、経済の急成長を遂げた中国は「世界の工場」と呼ばれるほどの生産大国にのし上がるとともに、13億の人口を超える消費大国としても国際的に極めて重要な位置を占めるに至った。⁽²⁾これに伴い生産大国或いは消費大国として国際的な市場経済体制に対応することを余儀なくされた中国にとって、競争維持政策は国内の経済成長を促すための必要不可欠な政策であるとする認識が高まったといえる。そこで、新たに採用することを企図している市場経済に不可欠な競争を維持する

(1) 滝川敏明『日米EUの独禁法と競争政策第3版』青林書院、2006年、5頁。

(2) 谷原修身「中華人民共和国独占禁止法の検討—日米の独禁法的視点による分析—」青山法学論集、第50巻、4号、2009年、2頁参照。

ために、競争を制限する諸行為に対する法規制の必要性が強く認識されるに至ったのである。

2. 中国独占禁止法の制定過程

中国では、最初の反独占法規は1980年代から有しており、1980年の「経済結合の推進に関する暫定規定」では、経済結合を推進することにより地方政府による封鎖体質を打破することを規定している。その後、同年の「社会主義競争の展開と保護に関する暫定規定」においては、国家による指定企業以外の企業が特定の製品を製造することを禁止し、いかなる地域・行政機関も市場封鎖したり、他の地域からの商品の参入を阻害したりすることを禁止し、工業・交通・財政貿易などの関連する部門が商品の有効な競争を妨害する手段を用いることを禁止している。さらに、1982年の「広告管理暫定規定」においては、広告の独占と不当な競争を禁止する。1986年の「横型経済連携をいっそう促進させる上での若干の問題に関する規定」など、さまざまな形で一連の反独占法律・法規と条文を公布した。⁽³⁾

1992年の中国共産党第14期大会において、社会主義市場経済を確立するという目的を明確に宣言し、同時に憲法の改正が行われた。以前の「社会主義的公有制を基礎として、計画経済を実行する」という表現を「社会主義市場経済を実行する」に改めた。

さらに、1993年の中国共産党大会において、社会主義市場経済の基本的な枠組みの確立が要請された。かくして、社会主義市場経済の導入は中国の経済発展をもたらすための主たる要因となったことは明らかであり、市場において競争秩序を維持することが緊急の課題として認識され、中国にとって競争法の制定は主要な国家的任務とされたのである。しかし、1997年の「価格法」は、違法性の判断基準が不明確であり、法運用

(3) 王達＝韓曉非「中国における反独占法の現状およびその立法に関する提案」国際商事法務, Vol 33, No. 5, 2005年, 665頁参照。

に専念するための執行機関が存在しないため効果的な規制は困難であった。⁽⁴⁾

そこで中国政府は、「世界貿易機構 (WTO)」への加盟後、国内産業を巨大な多国籍企業から保護するという国内的な必要性を考慮して包括的な独占禁止法制定⁽⁵⁾の必要性をより強く認識したのである。その結果、1994年に国務院法制局及び国家経済貿易委員会を中核とする独占禁止法案を検討するための組織を設置した。その後、国内の政府関連部門、大学の専門家に加えてドイツ、アメリカ、日本、オーストラリア、ロシアなどの専門家や経済開発協力機構 (OECD)、世界銀行、国連経済開発会議、アジア太平洋地域協力機構 (APEC) などの国際機関からの助言及び協力を受け、この十数年余り、数回にわたる要綱案の作成と修正が試みられた。立法当初においては、先進国の独占禁止法をモデルにするという意見もあったが、独占禁止法は経済社会の基本法なので、中国の経済社会の事情に沿ったものでなければならないし、また先進国の経験を十分に生かさなければならないという意見が主流となり、2006年6月24日に開催された第10期全国人民代表大会常務委員会22回会議においては、審議された初めての独占禁止法草案は採択されなかった。

その後、最終的な修正作業が行われ、社会主義市場経済発展に適合する独占禁止法の作成方針で作業が進められ、中国の事情と最も近い先進国ドイツの社会的市場経済政策とそれに基づく独占禁止法（競争制限禁

(4) 増田由希子=デービット・リプタール=林華偉「中国における独占禁止規制の強化—現行規制と独占禁止法草案の分析」NBL, No. 803, 44頁参照。

(5) 包括的な独占禁止法の問題点は、第1に、当初から統一的に完成された独占禁止法としては認識されていないことである。第2に、これまでに分散していたルールの内容が重複的かつ相対的であって実用的ではなく、現実的なインパクトを与えるという点において相対的に低いことである。そして第3に、これ他の規定に違反した場合であっても十分なペナルティを科すための規定がないこと、である。

止法) をモデルとして中国独占禁止法草案が策定された。その結果、2007年8月31日開催の全国人民代表大会第27次常務委員会において「中華人民共和国独占禁止法」(中国独占禁止法) が採択され、2008年8月1日から施行された。

第2章 域外適用を巡る中国の審決例

第1章の考察から市場経済体制を導入してきた中国にとって、独占禁止法は国際的経済活動に不可欠な競争を維持するために、競争を制限する諸行為に対する法規制として重要であることが理解された。

そこで、本章では、2008年8月1日に中国独占禁止法が施行されてから2009年4月15日まで、商務部はすでに51件の企業結合届出を受け付けており、そのうち、40件が立件され、32件がすでに審査を終結し、30件が無条件で認可されている。⁽⁶⁾ 2009年10月30日まで、外国投資者による国内企業の買収(外資 M & A) 案の中で、条件付で認可されたのは5件で、⁽⁷⁾

(6) 王畢強「商務部：連通網通合併涉嫌違反『反壟斷法』」経済観察報 2009年5月1日記事による。

(7) ①インベブによるアンハイザー・ブッシュの買収事件(INBEV・AB結合事件)：本件は、中国独占禁止法の施行後に商務部が公表した初めてのケースである。本件は条件付き承認事例であったが、その条件とは、(1) INBEV社は、AB社が保有した中国青島ビール株式会社の27%の持株比率を増加してはならないこと、(2) INBEV社は、支配株主または支配株主の株主が変化する場合には即時に商務部に報告しなければならないこと、(3) INBEV社は、INBEV社が保有した中国珠江ビール株式会社の28.56%の持株比率を増加してはならないこと、(4) INBEV社は、華潤雪花ビールと北京燕京ビールの株式を保有することを企ててはならないことである。いずれかの条項に抵触する恐れのある場合には、INBEV社は事前に商務部に届出を行わなければならない、商務部の承認を得る前に当該結合行為を実施してはならない。

2008-11-18中華人民共和國商務部公告2008年第95号、
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200811/20081105899353.html>。

②ゼネラル・モーターズによるデルファイ買収事件：商務部は、ゼネラル・モーターズのデルファイ買収は、競争を排除・制限する効果を有し、

中国独占禁止法にみる域外適用

2008年11月18日に審決が行われたインベプとアンハイザーブッシュの結合事件と2009年4月24日に審決が行われた三菱レヨンによるルーサイト買収事件などである。この中で唯一禁止されたのは、コカ・コーラによ

中国における自動車工業市場及び自動車部品産業の有効な競争に対して不利な影響を与えることになる。ただし、不利な影響を減少する改善措置を提出することによって、この事業者集中を条件を附加した上で承認した。双方は、(1) 市場規定または契約によって、製品の数量および価格を提供する、(2) 双方は情報の交換を禁止する、(3) 他の事業者とカルテルを結んで、競争を制限することを禁止する、(4) 自社に有利な不合理的条件を作ることを禁止する。

2009-09-28中華人民共和国商務部公告2009年第76号、

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200909/20090906540220.html>。

③ファイザーによるワイスの買収事件：商務部は審決により、ファイザーのワイス買収は中国の豚肺炎ワクチン市場に対し、競争を制限する効果を有すると判断した。そして、その市場への影響を減少するための措置を条件として買収を承認した。その条件は次のとおりである。中国内陸でのファイザーが所有する respisure 及び respisure one の豚肺炎ワクチン業務及び全資産（知的財産権を含む）を除去する。また、買収後6ヶ月以内に監査人の監査を受け、右除去するものを第3者に売却する、期間内にできない場合は、商務部は新しい監査人を指名し、最低価格なしで売却させる。

2009-09-29中華人民共和国商務部公告2009年第77号、

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200910/20091006544714.html>。

④パナソニックによる三洋電機買収事件：商務部は、パナソニックによる三洋電機の買収は、競争を排除或いは制限する効果を有するとした。充電電池市場の有効な競争に対して不利な影響を減少するための措置を講じることを条件に承認した。それは、三洋電機は乾電池型のニッケル水素電池「エネルーブ」を生産する子会社（群馬県）とコイン形二次電池を生産する子会社（鳥取県）を第3者に売却すること。さらに、パナソニックは、自動車用ニッケル水素電池事業を第3者に売却すること。またパナソニックは、1) 出資比率を現行の40%から19.5%に引き下げる、2) 議決権の行使を放棄する、3) 取締役の派遣を放棄する、4) トヨタ自動車との自動車用二次電池の共同出資会社への影響力を排除する、5) 社名から「パナソニック」を外す、以上であった。

2009-10-30中華人民共和国商務部公告2009年第82号、

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200910/20091006593293.html>。

る中国匯源の買収事件である。本章では、この5件の条件付審決と禁止審決合わせ6件の審決例の中から、三菱レヨン事件とコカ・コーラ事件の両事件を主として、商務部が外国企業に対して中国独占禁止法を適用する（域外適用）判断基準を検討したい。

第1節 審決例Ⅰ 外国企業間買収における制限的条件を附加する事例⁽⁸⁾
(三菱レヨン事件)

1. <事実の概要>

日本三菱レヨン（以下Y社）及びイギリスルーサイトインターナショナル（以下A社）は、MMA（有機化工原料「メタクリル酸メチル」）の生産販売を業とする会社である。A社は、2003年中国に進出し、2005年に上海でMMA年間生産総量10万トンの外商独資企業B社⁽⁹⁾を設立した。Y社及びA社は、MMAの全世界の生産及び販売分野の大部分を占めていた。2007年の生産販売総量及び総売上高について、いずれもA社が1位、Y社が4位である。

2008年11月にY社はA社に対して、総資産（中国工場B社を含む）を買収する計画を発表した。これにより、Y社が、各国の独禁法規定に基づいて、中国及びアメリカ等7カ国に事前審査（反壟断申報）を求めた。2008年の年末から2009年の年始にかけて、中国以外の6カ国が買収認可を下した。他方、2008年12月中国商務部は、第1次審査を開始し、2009年2月20日に競争上問題ありとして、第2次審査に入った。

(8) 2009-04-24中華人民共和國商務部公告2009年第28号,
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200904/20090406198963.html>。

(9) 中国外資企業法実施細則第10条第3項によれば、独資企業とは、外国投資者が中国政府の許可を受けた後、中国国内において全額出資して設立した外商投資企業のことをいい、外国投資者が単数であるか複数であるかを問わない。

B社は中国の「外資企業法」及びその「実施条例」の規定に従い中国国内に設立され企業であるため、中国の国籍を有する。

中国独占禁止法にみる域外適用

MMA の中国国内市場で合併後のシェアは64%に達し、これは2,3位よりはるかに高い支配的地位にあることが問題とされた。そこで、商務部は、買収を中国独占禁止法第27条⁽¹⁰⁾の基準に照らし審査を行い、同年4月24日Y社及びA社に対して、買収につき制限的条件を附加した上で承認する旨の決定をした。

2. <審決要旨>条件付認可

商務部は審決により、制限的条件を附加した。その結果、Y社はA社の買収により、水平的な観点からは、中国でのY社のMMA市場占有率は64%に達し、MMA市場において獲得する支配的地位を用いて、中国MMA市場における競争者を排除または制限することのできる能力を持ち、垂直的な観点からは、Y社はMMA市場及びその関連市場⁽¹¹⁾において業務展開しているため、買収後、Y社はその関連市場の競争者に対し、封鎖効果を生じさせる能力を持つ。Y社によるA社の買収は、競争を排除・制限する効果を有し、中国MMA市場及びその関連市場の有効な競争への不利な影響を与えることになる。そこで、商務部は、中国独占禁止法第28条と第29条⁽¹²⁾に照らし、Y社に対して制限的条件を以下のように

(10) 中国独占禁止法第27条によれば、「①集中参加事業者の関連市場におけるシェア及び市場に対する規制力、②関連市場の市場集中度、③市場への参入、技術の進歩に対する影響、④消費者と他の事業者に対する影響、⑤国民経済の発展に対する影響、⑥国务院独占禁止法執行機関が市場競争に対する影響を考慮すべきと思料する他の要素」を考慮することとされる。

(11) 特殊メタクリル酸樹脂モノマー (SpMAs) PMMA 粒子及びPMMA 板材市場のことを示している。

(12) 中国独占禁止法第28条によれば、「事業者の集中が競争を排除、制限する効果を持つか持ち得る場合」、集中禁止を規定する。また、「事業者が、当該集中の競争に対する有利な影響が明らかに不利な影響を上回ると証明できる場合または公共の利益に合致する場合、集中を禁止しない決定を下すことができる」。

中国独占禁止法第29条によれば、「集中を禁止しない場合でも、競争に対する悪影響を減少させる条件の附加を決定できる」ことを考慮することとされる。

Y社に対し、附加した。

- ① B社は5年間、生産能力の50%を第3者に原価で供給すること。期間内にこれができない場合は、双方の了承を得て、商務部は独立した監査人を指名し、B社を第3者に売却することができる。原則として、原価についての監査は、買収後6ヶ月以内に行う、ただし、正当な事由があれば、さらに6ヶ月延長することができる。
- ② 上記の期間中、B社はY社からは独立した管理体制で運営すること。その間、両社は価格や顧客について情報交換することができない。この約束に反した場合、25万～50万円の罰金を課す。
- ③ Y社は5年以内の以下の行為を禁止する。
 - i 中国で、MMA及び関連分野の企業を買収すること、
 - ii 中国で、MMA及び関連分野の製品を生産する新事業を設立すること。

3. <解釈>

本件において、商務部はY社によるA社の買収が「競争を排除・制限する効果を有すること」とし、中国独占禁止法第28、29条に照らし、制限的条件を附加する上で承認したとしている。ここで、「競争を排除・制限する効果を有すること」を検討する。

本件では、世界でMMAの生産販売総量及び総売上高については、いずれもA社が1位、Y社が4位である。本件においては、Y社はA社の総資産（中国にあるB社をも含む）を買収するため、中国は行為地の対象の一つとなる。その結果は、Y社によるA社の買収が成功した場合、Y社の中国のMMA市場シェアは64%に達することになる。このような状況に鑑みると、他の事業者は、その競争を排除・制限されかねない。つまり、Y社は、企業の地位及び買収後の市場における優勢を利用して中国のMMA市場を支配することが可能となる。

そして、Y社は、MMA及びその関連分野とも業務を有しているため、買収後のMMA市場における支配が関連分野まで及ぶ可能性はるかに高い。このようにして、中国国内のMMA市場及び関連市場の競争力が

中国独占禁止法にみる域外適用

抑制され、他の事業者は市場への参入ができなくなる恐れがある。

以上の事情から鑑みれば、Y社のA社買収は、有効な競争に悪影響を及ぼすとの理由に基づき、条件付承認した商務部の決定には、一理あるということができよう。

しかし、本件において、商務部は、市場に対する競争排除・制限に着眼しているか否か、或いは市場競争者に対する排除・制限に着眼しているか否かというところを明らかにしていない。この点に関しては、川島富士雄先生等も同じ疑問を提している。⁽¹³⁾

ところで、本件では、前述のように商務部は中国独占禁止法第28条、29条に照らし、審決を行ったが、Y社及びA社とも、外国企業であるため、中国独占禁止法の適用（いわゆる、「域外適用」）は可能であろうか。

Y社及びA社の行為は、仮にそれが、外国で行われていても、それらの行為の結果として、中国国内のMMA市場における競争に有害な結果が発生すれば、中国独占禁止法⁽¹⁴⁾2条の規定に基づいて、中国独占禁止法を適用することができる。

そこで、本件審決は、中国MMA市場の競争を排除・制限する効果を有するとし、両社の買収行為は中国国内において行われたと構成している。したがって、国家管轄権のうち立法管轄権の行使について国際法上の制約はない。一般的には外国で行われ、国内で効果を生ずる行為に対

(13) 本件公告は、第1に、競争の排除又は制限でなく、競争者の排除又は制限との表現を用いている。第2に、MMA市場を関連市場と画定しつつも、明確に市場画定しないまま、その下流市場での競争上の問題も指摘している。第3に、附加された条件によって、水平的及び垂直的観点からの問題がどのように解消されると考えられるのか必ずしも明らかにしていない。川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規定・具体的事例～〔下〕」国際商事法務、Vol.37, 7号, 2009年, 952頁。

(14) 中国独占禁止法第2条によれば、「中国国内の経済活動における独占的行為に対して、この法律を適用する。また、中国国外において行われる中国国内の市場における競争を排除又は制限することとなる独占的行為に対して、この法律を適用する。」

して国内法を適用することができる。従来は、外国企業への独占禁止法の適用については、「属地主義」と「効果主義」の2つの考え方がある。

本件においては、Y社による買収の結果は、競争を排除・制限する効果を有し、中国MMA市場及びその関連市場の有効な競争への不利な影響を与えることになるので、条件付認可した結果から見ると、商務部は中国独占禁止法第2条に照らし、効果主義に基づき、中国独占禁止法の域外適用を行ったものと考えられることができる。

なお、本件では、Y社によるA社間買収行為の一部は中国で実行されており、この買収行為の実行が中国国内で行われて中国国内市場の競争を制限又は排除する効果を有するから、客観的属地主義からみても、中国独占禁止法の適用範囲内にあるということができるとも考えられる。

第2節 審決例II コカ・コーラによる匯源果汁の買収事⁽¹⁵⁾

1. <事実の概要>

アメリカのコカ・コーラ社（以下Y社）及び中国の匯源果汁社⁽¹⁶⁾（以下A社）は、飲料の生産販売をする会社である。Y社は、世界最大の飲料会社であり、中国での炭酸飲料市場のシェアは60.6%を占め、果汁飲料市場のシェアは15.5%を占めている。A社は、中国の最大の果汁、野菜飲料を生産販売する会社で、中国の100%果汁市場の42.1%を占め、中濃度果汁市場の43.6%を占めている。

Y社とA社は、1株を12.2香港ドルで購入し、その他の転換社債やオプション株など、買収総額179億香港ドルで買収する旨の撤除不可契約を締結した。その後、Y社はA社に対する買収計画を発表し、2008年9月18日にY社は、商務部に事前審査を求めた。その後、商務部の要求

(15) 2009-03-18 中華人民共和國商務部公告2009年第22号, <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200903/20090306108617.html>。

(16) 匯源果汁社は、2007年2月ケイマン諸島で登録され、香港証券取引所に上場した経緯もあり、そのため、法律上は中国系の外資企業でもある。

中国独占禁止法にみる域外適用

に対して、Y社は補充資料を何回も提出した。

2008年11月20日に商務部は、Y社が買収すれば、その支配的地位を利用してセット販売などの方法で果汁市場が制限され、消費者が買わざるを得なくなり、中小果汁メーカーにも市場開拓が難しくなり、市場へ悪い影響を与えることになることとされた。商務部は、買収を中国独占禁止法第27条に基づき、審査を行い、2009年3月18日に買収について、Y社に対し、当初の買収案、修正後の買収案ともども市場集中となり、競争に不利な状況を作るとして買収禁止を命じた。

2. <審決要旨> 禁止命令

商務部は、中国独占禁止法第28条、29条に基づき、Y社によるA社の買収は、競争を排除し、制限する効果を有し、中国における果汁飲料市場の有効な競争と果汁産業の健全な発展に対して不利な影響を与えることになる。集中参加事業者は、競争に対する集中の有利な影響が明らかに不利な影響より大きいか、社会公共利益に沿うものであることを証明できる十分な証拠を提供しておらず、また、Y社は、定められた期間内に、不利な影響を減少する実行可能な改善措置を提出しなかったことに鑑み、この事業者集中を禁止する旨決定した。

3. <解釈>

本件は、2008年8月1日の「中国独占禁止法」実施以来、事業者集中に対する唯一の禁止審決であり、外国投資者の中国国内企業買収に対して、きわめて重要な意義を有している。本件は、Y社の買収計画の発表から審決に至るまで長期間にわたって複雑な経緯をたどってきた。ここでは、本件に関して、商務部の不認可の理由（経営者集中が市場競争に悪影響をもたらす、制限付認可ではそれを除去し得ない。すなわち、「競争を排除・制限」すること）を検討する。

2007年、中国の飲料市場において、A社の果汁・野菜飲料は、56.1%という高い市場シェアを有していた。Y社における、中国での炭酸飲料市場シェアは60.6%、果汁・野菜飲料市場シェアは15.5%を占めている。

このような状況を見ると、当該買収が行われると3つの競争制限効果がある。

- ①創新抑制効果：Y社がA社買収に成功した場合、Y社及びA社の果汁市場占有率は、70%を超えることになる。すなわち、炭酸飲料市場における支配が果汁飲料市場にまで及ぶこととなり、他の果汁メーカーは、その競争力を制限・排除されかねない。つまり、新規参入者や中小事業者は、果汁市場への参入が困難となる。

結果的に、中国国内の中小果汁飲料企業の存立を脅かす及び自主的創新の能力が抑制されることによって果汁飲料市場の競争バランスが崩れるとともに、果汁飲料業の発展が阻害され、値段を引き上げることになり、消費者に対しては、高額商品を買わざるを得なくなる。⁽¹⁷⁾

- ②支配伝導効果：Y社によるA社の買収については、果汁市場における水平結合であると同時に果汁市場と炭酸飲料市場の間の混合型結合であると性格付けられたと評価することができる。そして、混合型結合のもたらす伝導効果（レバレッジ効果）と水平型結合による2社ブランドの支配の参入障壁引上げの累積効果により、競争者が排除される弊害を主たる原因である懸念材料として禁止の決定が下されたのである。⁽¹⁸⁾

- ③ブランド効果：Y社が、果汁飲料市場における2社の有名ブランドを保有することによって、果汁市場の支配力を強化し、潜在的競争者の市場参入障壁を高めることである。⁽¹⁹⁾

一方、コカ・コーラ・匯源果汁における商務部の違法性判断は、2003年11月にオーストラリア競争及び消費者委員会（ACCC, The Australian

(17) 劉新宇「中国独占禁止法施行後初の集中禁止事例—匯源を「飲む」ことができなかったコカ・コーラ社」NBL No. 903, 4頁参照。

(18) 川島・前掲論文947頁参照。

(19) 戴龍「最近の事件から見る中国独占禁止法の企業結合の運用」日本経済法学会年報, 第30号（通巻52号）, 2009年, 「不公正な取引方法規制の再検討」112頁。

Competition and Consumer Commission) が行った Coca-Cola Amatil (CCA) による Berri の結合事件を考慮してから、判断されているとの見解がある⁽²⁰⁾。

本件について、商務部の中には、国民世論・感情を考慮しているとの見解もある⁽²¹⁾。

しかし、商務部は、「競争を排除・制限する効果を有する」に対して、必要な関連市場シェアや具体的な関連データなどを詳しくは説明しなかった。だが、Y社及びA社の買収による市場支配力が果汁市場への中小事業者及び参入による競争力の抑制効果を重視していることから、一定の説明責任を果たしているとはいえる⁽²²⁾。

以上が、本件において、商務部のY社によるA社に対する買収を禁止した理由であるということができよう。

4. <域外適用について>

本件は、審決例Iと違って、Y社の買収行為の着手が中国においてなされ、その実行行為が中国においてであった。そして、Y社によるA社の買収は、上述のような3つ効果を有し、中国における果汁飲料市場の

(20) CCA による Berri 結合事件は、CCA (コカ・コーラが30%出資の子会社) が果汁飲料企業の Berri (オーストラリアの果汁飲料市場の50%占める大手メーカー) を買収する計画に起因する。この事件において、コカ・コーラが ACCC との間で結合をめぐるその不利な影響を減少する措置を採るよう交渉したが、ACCC は、結合後の企業による抱き合わせ販売、結合のもたらす市場構造の変化、小売業者のコカ・コーラ製品の販売によるその他の果汁飲料供給者を配乗するインセンティブ、競争相手による結合後の企業行為をモニターする困難性などの懸念を解消できないとして、当該結合を禁止する決定を下した。

(21) 戴龍・前掲論文、112頁参照。

(22) 「中国のポータルサイト『新波網』の調査によると、調査対象者の80%がコカ・コーラ社の匯源買収に反対しており、中国の支柱となる企業が外資によって消滅に追い込まれる。」劉新宇・前掲論文5頁。

(23) 酒井享平「中国独占禁止法の制定・施行—外国企業のビジネスや投資や貿易に与える影響—」経済法年報、18号、2009年、102頁参照。

有効な競争を制限又は排除し、消費者の利益を害することになるので、国内法を適用することができる。すなわち、前述のように、本件の買収は中国国内で実行し、中国果汁市場の競争を制限する効果を有するから、効果主義に基づいて、中国独占禁止法を適用することができる。そして、本件行為は中国において実施されるのであるから、その企画地や着手地がどこであるにせよ、属地主義からみて、中国独占禁止法を適用することもできる。

以上のどの観点をとっても、Y社の買収行為に対して商務部は中国独占禁止法を適用することができる。

5. <小括>

本章では、三菱レヨン事件及びコカ・コーラ事件を通じて、商務部は、日欧米の企業結合審査で運用される問題解消措置を研究・消化し、独自の判断で事件を審決したことが明らかであることがわかった。

国際合併企業における、管轄権の根拠については、国際法上の基本原則は属地主義である。中国は、属地主義を拡張する形で管轄権行使を正当化してきた。しかし、国際法の観点からは、中国国内における行為に対して管轄権を及ぼすため、かかる管轄権の行使を正当化するには、国内に生じた「効果」とその「関連性」が必要とされる。

両事件の買収では、中国市場における有効な競争を排除・制限する効果を有し、それらの市場への参加にも悪影響を与えることは「効果」要件であり、中国が行為実行地であることは「密接関連性」があることを踏まえて、中国独占禁止法の観点からみて商務部の判断及び管轄権の行使を国際法上正当化したものと考えられる。そして、当事国が管轄権を行使することも妨げられないだろう。

両事件においては、商務部が法運用基準を相当に明確にし、審決の公告自体も具体化されている。また、コカ・コーラ事件に対する厳しい審決を下した後、外国企業間の不満に対して、商務部は、積極的に記者会見に参加し、疑問を解けるように努力している。そして、国内外の影響

中国独占禁止法にみる域外適用

及び引き起こされた疑問には配慮し、三菱レヨン事件を通じて商務部は企業結合規制の運用をいささか緩和する姿勢を示しているとはいえよう。

両事件の審査においては、当然、不透明なところや法適用の説明不足などの問題がある。しかし、商務部が、審決後の疑問に対し迅速な対応をしていることが評価できる。

第3章 中国独占禁止法の域外適用

外国企業が行なう国内外の競争制限行為によって、自国市場が影響を受ける場合に、その外国企業に対して独占禁止法を適用することができるか否かを問う問題は国際化が進展する今日、ますます、その重要性を帯びてきていると考えられる。その際、外国企業に対して、自国の競争法を適用するときの基準はどうであろうか、法の実際の適用において差異があるかを考察したい。

ここで、本章にはじまる一連の研究はこの課題に肉薄することを目的として、多様で、多面的な競争法の適用範囲に関して集中的に論じることを課題にしている。その際、本章では、中国独占禁止法の下における規制の現状を比較することで、この課題に対する考察を進めたい。

第1節 立法管轄権

1. 国家管轄権

国家管轄権とは、国家がその国内法を一定範囲の人、財産または行為に対して具体的に適用し行使する国際法上の権能をいう。国家管轄権は、その作用上、立法管轄権、執行管轄権、さらに司法管轄権に分かれる。

立法管轄権は、国家が当該国と一定の関係を有する領域内外の人・物・行為に適用される法規範を定立し、かつその領域内において適用する権限である。執行管轄権は、逮捕、捜査、調査、押収などの事件調査につき強制措置を採る権限、ならびに裁判所の判決及び行政機関の命令を執行する権限をいう。司法管轄権は、国家が人または物を裁判所または司

法機関の争訟手続に服せしめる権限である。立法管轄権は実体的管轄権であることとの対比において、執行管轄権及び司法管轄権は手続管轄権と総称される⁽²⁴⁾。

手続管轄権の行使は、原則として、立法管轄権が存在することを前提としている。一方では、立法管轄権を有する事項についても、裁判や執行を行う場合には、それぞれ該当の要件を満たさなければならない。

領域外の人・物・行為に対して国家がこれらの管轄権を行使するに際して如何なる国際法上の制約を受けるか否かに関しては、法分野の類型により、また、管轄権の種類により⁽²⁵⁾見解が異なる。

2. 属地主義と効果主義

属地主義とは、自国の領土内にある人・財産・行為に対して、その国の管轄権が排他的に成立すると考える法原則である。国際法上、伝統的に確立された法原則といってよい。効果主義とは、自国の領土外で行われた外国企業の行為であっても、その効果が自国内に及ぶ場合、自国の法律を適用する原則である。自国の領土外で行われた行為に対して⁽²⁶⁾自国法を適用することを、国家管轄権の域外適用という。

域外適用の問題は、外国事業者の国外行為について、いかなる場合に自国の独占禁止法の対象に含まれるかという実体上の域外管轄権の問題と、それが肯定されることを前提として、いかなる場合に自国の独占禁

(24) 服部育生『比較・独占禁止法第7版』泉文堂、2006年、317頁。

(25) ローチュス号事件の判決では、外国の国外犯に対する立法・裁判管轄権の適用について、国家管轄権の行使を認められた。しかし、パルセロナ・トラクション事件の判決では、国際法は管轄権の行使に対しある程度の制限を認める。前者は、刑事法の分野の事件であること、後者は、会社に対する外交的保護権の問題であること。刑事法、競争法、輸出管理法、環境法の分野で域外適用が問題となるが、現代の国家管轄権の域外適用問題の中心に位置するのは、刑事法を除く、3つの法分野の類型である。

(26) 山本草二『国際法第5版』有斐閣、1995年、参考。

中国独占禁止法にみる域外適用

止法に基づく手続を実施することができるかという手続上の域外管轄権の問題とに分けられる。

基本的には、伝統的な属地主義の違法行為の構成要件に該当する行為が自国の領域内で行われた場合、域外適用を認められる。そして、一連の違法行為の一部が国内で行われたならば、行為全体に自国法の適用を正当化するとされる客観的属地主義、さらに、国内子会社の行為責任を外国親会社に帰属させることによって、域外管轄権を導く行為帰属理論がある。また、違法行為が外国で行われて、領域内に影響を与えれば、効果理論によって、自国法の域外適用を肯定する。

3. 国際礼讓

各国の間で競争法の執行に係る協力協定（いわゆる独占禁止協力協定）を締結し、これに基づいて競争法の執行に係る各国間の活動の調整を行うことで、各国の競争法の円滑な執行を目指すことを国際礼讓という。国際礼讓には、以下のとおり2つに分けられている。

- ① 消極礼讓：他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす自国の執行活動について「通報」し、通報に基づき「協力」して執行活動について「調整」することにより、域外適用に基づき生じえる紛争について早い段階で解決策を探す方法である。
- ② 積極礼讓：他方の国の領域内で、自国政府の重要な利益に悪影響を及ぼす行為がなされている場合、直ちに自国の競争法を域外適用するのではなく、他方の締約国に対し、他方の締約国の競争法に基づいて適切な執行活動（他方の締約国にとっては域内適用となる）をするよう「要請」することにより、域外適用そのものを避ける方法である。

4. 管轄権の衝突の解決方法

同一の行為に対して競合管轄権を有する複数の諸国が管轄権を行使す

る場合には、当該行為者がいずれの国の命令に服すべきかという深刻な二律背反に陥ることになる。そのような事態を回避するための方法として、(1) 多数国間条約による競争制限の統一的な規制実体法の制定、(2) 管轄権の配分に関する国際法原理の定式化、(3) 多数国・二国間条約による競争当局間の行政共助、(4) 国内競争法の国際的調和、(5) 利益衡量による抑制、(6) 不干涉主義による抑制、(7) 国家行為理論または外国政府強制による抗弁等⁽²⁷⁾がある。

第2節 中国独占禁止法の域外適用

1. 国際取引への適用

中国の独禁法である中華人民共和国反壟断法（中国独占禁止法）は、域外的効力を有することを明文で規定している。同法2条は、「中国国内における独占的行為に対してこの法律を適用する。また、中国国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除又は制限する影響を及ぼす行為にも、この法律が適用される。」と規定している。これは、中国国内市場に対する一定の効果を連結基準として自国法の地域適用範囲を定める一方的抵触法規定である。結果として、中国独占禁止法においては、たとえ競争制限の行為地が中国国外であっても、その競争を制限的な影響が国内に及ぶかぎり、同法の適用があることは疑いの余地がないといえよう。ただ、同法の場合、適用の有無を決定する基準である国内の競争制限的效果の意味は法文だけからは明らかでない。

2. 実務上の域外適用の範囲

商務部はいかなる根拠によって中国独占禁止法に域外適用を認めるか。第2章に主要な判例を紹介したが、ここで、中国独占禁止法の適用範囲に関する商務部の判断に着目して、その審決理論の検証を試みる。

(27) 小原嘉雄『国際的事業活動と国家管轄権』神戸大学研究双書刊行会、239頁。

中国独占禁止法にみる域外適用

第2章に紹介した審決例をみる限り、商務部は、一貫した理論的根拠に従って域外適用を肯定したというより、むしろ事案に即して個別に適切な理論を模索してきたようである。中国国内に子会社等の事業拠点が存在する場合には、これを中国独占禁止法適用の対象とすることにより、同時に国外親会社を問責することができる。しかし、中国国内に事業拠点が存在しない場合には、商務部は、国内における「実行」を重視する。「実行」とはすなわち販売のことであるから、国内に関連商品の買い手が存在することが、判断の決め手となることもできる。

匯源果汁事件審決は、国内法の適用範囲及び国際法との整合性からみて、国際法上は一定の「効果」が国内にあればよいとしつつ、その枠内で中国独占禁止法を適用するにはさらに「実行」があれば、判断することができる。三菱レヨンのルーサイト買収事件審決で国際法上の正当化理由として採用された実行理論は、匯源果汁事件審決では適用範囲の問題の枠内で採用されている。その意味において商務部は、域外適用の根拠として効果主義を全面的には採用するには至っておらず、理論的には属地主義によることを維持しているといえよう。

国内法の観点から中国独占禁止法の適用範囲を画定するための、一般的な基準は、その法目的いかにつき争いが生じ得るため、法の趣旨・目的に着目して域外適用を正当化することは困難であるといわれる。⁽²⁸⁾しかし、「中小関連事業者は市場への参入ができるかどうか」を着目点とし、それが当該事案に対する法適用の根拠となる競争制限効果があげられている。そこからみて、事件と自国領域との「密接関連性」があれば、国際法上の正当化根拠としても援用される。

3. 小括

以上のように主として中国独占禁止法の実体上の域外適用範囲につい

(28) 白石忠志「自国の独禁法に違反する国際事件の範囲（上）（下）」ジュリスト1103号、参考。

て考察してきた。

その結論では、外国企業が行なう国内外の競争制限行為によって、自国市場が影響を受ける場合、中国独占禁止法第2条の規定により、効果理論に基づき、外国企業に対して自国法を適用することができる。しかし、実務上、客観的属地主義に基づき、中国独占禁止法の域外適用を行なったものと評価することができよう。すなわち、外国で行なわれた行為であっても、中国市場における悪影響を及ぼす場合、当該企業に対する管轄権を有することである。

以上のように、外国事業者に対する自国法の適用についての考察を通じて、中国独占禁止法が実務上も域外的管轄権を有することがわかった。

結びにかえて

以上のように、中国独占禁止法が域外的管轄権を有することを前提として、以下、外国企業に対する独占禁止法の適用に関する、日本法との共通点および相違点を示して比較することにする。

1. 共通点

中日独占禁止法の目的に関する問題については、中国独占禁止法の目的は、独占的行為を予防・防止し、消費者・社会公共の利益の増進及び公正な競争を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することである。

それに対して、日本の独占禁止法は、周知のように、第二次世界大戦後に、アメリカ連邦反トラスト法をモデルとして制定されたものである。その立法目的に関して、基本的な考え方がアメリカ法とほぼ同じといえよう。⁽²⁹⁾しかし、日本独占禁止法の直接的な目的は「公正かつ自由な競争を促進すること」であるが、学説及び判例の対立によって、直接的目的を持って最終的目的とする立場と、「一般消費者の利益を確保すること」

(29) アメリカ反トラスト法の目的は、反独占規制は競争を保護するためであって競争者を保護することを目的とするのではない。

及び「国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を最終的目
的とする立場に分かれていた。

以上のように、中国独占禁止法の安定性及び秩序に対する目的と類似するものを読み取ることが可能である。

2. 相違点

2008年8月1日に施行された中国独占禁止法について、法制全体をみるといくつか日本法と違う特異な内容が存在している。以下のとおり、分析することにする。

- ① 中国独占禁止法第2条では、外国で行なわれる行為であっても、中国国内市場における競争に影響を与える場合、本法を適用することになる。これは、日本独占禁止法にはない、いわゆる域外適用の明文の規定である。
- ② 中国独占禁止法2条によれば、外国企業への独占禁止法の適用は、⁽³⁰⁾効果理論に基づき、判断されることになるといえよう。日本独占禁止法6条、3条の規定及び2条5項の定義によれば、間接的に外国事業者の行為を規制することを意味し、属地主義（客観的属地主義⁽³¹⁾のこと）に基づいて、判断することを意味している。
- ③ 法の適用過程中に、「競争を排除・制限する」ことに対する出発点に違いがみられる。すなわち、日本独占禁止法の私的独占規定によれば、他の事業者の排除・支配の行為が日本国内で行なわれ、それにより競争の実質的制限が日本の市場で発現することが必要である。それに対して、中国独占禁止法1条及び5条には、規則として実質がない。しかも、第2条に対する補足説明もない。

(30) 実務上には、紹介した第2章の審決例によれば、客観的属地主義に基づいて、判断したともいえよう。

(31) しかし、実務上には、外国事業者への独占禁止法の適用基準については、異なる見解がいくつか存在する。その詳しいことは、第3章に紹介した。

さらに、中国独占禁止法の特異な内容が、実務運用上にも現れてき⁽³²⁾た。しかし、外国企業への適用において、効果理論より、客観的属地主義に基づいているといえるだろう。

以上、中日独占禁止法の運用上の共通点及び相違点を述べてきた。日本独占禁止法と比べて、それらの規定は、中国の特別な事情を反映しているだろう。

今回考察してきた対象は、中国独占禁止法の域外適用基準に関するものである。中国独占禁止法は、社会主義の市場経済体制の下で生み出された法制度であり、日本などの先進国家の競争法とたくさん異質なところや不十分なところなどが存在していると思うが、この中国の特色がある法制度は、これから、各国から学んだ法執行知識および実務経験を重ねることで、より完全なものになっていくであろう。

以上、中国独占禁止法の運用上に対する疑問解決や各国の競争法を円滑に執行するための、協力協定などの必要性を主張し、論文を終わることとする。

(32) 第2章に紹介した2つの事例。